社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会
認知症対応型共同生活介護（予防介護認知症対応型共同生活介護）事業
グループホームわが家　運営規程

（事業の目的）

第１条　この運営規程は、社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会が設置するグループホーム「わが家」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「職員」という。）が要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の提供にあたっては、認知症（介護保険法第８条第 16 項に規定する認知症をいう。以下同じ。）によって自立した生活が困難になった要介護及び要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

４　事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

５　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

６　前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　グループホームわが家

（２）所在地　　長野県上水内郡飯綱町大字倉井 2907 番地 1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、基準の範囲内でそれぞれの職務を兼務することができるものとする。

（１）管理者　１名

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行うものとする。

（２）計画作成担当者　１名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行うものとする。

（３）看護師　１名以上

看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行うものとする。

（４）介護職員１０名以上（業務の状況により、増員することができるものとする。）

介護職員は、介護計画に基づき、サービスの提供にあたるものとする。

（利用定員）

第５条　事業所の利用定員は１８人とする。

（内訳　ユニット「ふじ」　９名、ユニット「つがる」　９名）

（援助の内容）

第６条　事業所の援助の内容は次のとおりとする。

（１）入浴、排泄、食事、着替え等の介助

（２）日常生活上の支援

（３）日常生活の中での機能訓練

（４）相談・援助等

（介護計画）

第７条　指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定サービス」という。）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した介護計画を個別に作成するものとする。

２　介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。

３　介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、交付するとともに同意を得るものとする。

４　利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、定期的に評価を行い継続的な日常生活がおくれるよう管理に努めるものとする。

５　介護計画の作成後においても、常に利用者の心身の状態等を把握し、必要に応じて介護計画の見直し変更を行うものとする。

（短期利用共同生活介護）

第８条　当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

２ 短期利用共同生活介護の定員は一つの共同生活住居につき1 名とする。

３ 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ３０ 日以内の利用期間を定めるものとする。

４ 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する

居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供するものとする。
５ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（利用料等）
第９条　本事業が提供するサービスの利用料は介護報酬の告示上の額及び利用保険者の定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額とする。
２　次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
1）入居利用者
家　　賃　　４０，０００円／月（但し生活保護世帯は住宅扶助費の上限額とする）
水道光熱費　　１７，０００円／月（但し生活保護世帯は別に定める）
食材料費　　１，３００円／日
理美容代　　実費
おむつ代　　実費
一時金（預り金）２００，０００円
（敷金50,000円、預り金（利用料の約1.5カ月分150,000円））
その他利用者が負担すべきことが適当と認められる日常生活費の実費
2）短期利用共同生活介護利用者
滞在費　　３，０００円／日（家賃、水道光熱費、リネン・寝具代等）
食材費　　１，３００円／日
その他利用者が負担すべきことが適当と認められる日常生活費の実費
３　前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。
４　このサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
５　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
６　法定代理受領サービスに該当しない指定サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（入退居にあたっての留意事項）
第 10 条　指定サービスの対象は、要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援状態）であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次に該当する者は対象から除かれるものとする。
（１）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
２　入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行うものとする。

3　入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
4　利用者の退居の際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めるものとする。
5　短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（緊急時等における対応方法）
第 11 条　指定サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。。
2　指定サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3　指定サービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
5　指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）
第 12 条　指定サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。
2　非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）
第 13 条　事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。
（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
（2）成年後見制度の利用支援
（3）苦情解決体制の整備
（4）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（5）虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底
2　事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）
第 14 条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
2　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
3　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
（1）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（2）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
（3）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（衛生管理等）
第 15 条　利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
2　事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

（苦情処理）
第 16 条　指定サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
2　指定サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
3　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。
4　事業所は、提供した指定サービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条又は法第 78 条の 7 若しくは法第 115 条の 17 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
5　事業所は、提供した指定サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）
第 17 条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（秘密の保持）
第 18 条　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族（利用者であったものを含む。以下、「の秘密を保持する。

２　職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（運営推進会議）

第 19 条　事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 20 条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後１ヵ月以内

（２）継続研修　　年１回以上

２　事業所は、指定サービスに関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１８年４月　１日から施行する。

この規程は、平成１８年９月　１日から施行する。

この規程は、平成２１年４月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年４月１６日から施行する。

この規程は、平成２６年４月　１日から施行する。

この規程は、平成３１年５月　１日から施行する。

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。